

# 消費税法等の改正により 料金が変わります！

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年度10月1日から現行の8%から10%に引き上げられます。  
この税率変更に伴い、水道料金や下水道使用料などは、次のとおり変更となります。

※令和元年9月30日以前から継続して使用されているお客さまは、経過措置により12月検針分から新料金になります。

それぞれの料金については、下表のとおりです。  
請求は、2か月ごとに水道料金及び下水道使用料を合計した額となります。



加東市マスコットキャラクター  
加東伝の助



## 1. 水道料金表（2か月分の料金表 消費税別）

**計算方法** 水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 1.1 (消費税率)

口径区分	基本料金		従量料金(基本水量を超える使用水量1㎡につき)					
	基本水量	料金						
mm以下	㎡以下	円	11~20㎡	21~60㎡	61~100㎡	101~200㎡	201㎡~	
20	10	1,800	126円	186円	204円	220円	254円	
25	60	12,760	61~100㎡	101~200㎡	201㎡~			
			204円	220円	254円			
30	100	23,300	101~200㎡	201㎡~				
			220円	254円				
40	140	35,740	141~200㎡	201㎡~				
			220円	254円				
50	200	54,460	201㎡~					
			254円					
75	600	170,200	601㎡~					
			272円					
100	1,000	289,340	1,001㎡~					
			296円					
150	2,000	578,680	2,001㎡~					
			296円					
臨時用	基本料金	各メーター口径の基本料金						
	従量料金	使用水量1㎡につき						296円
消火栓	1栓につき						1,800円	
分譲地用	基本料金							なし
	従量料金	使用水量1㎡につき						220円

※水道を開栓(水道を契約して使用できる状態)する際は、手数料として別途1,000円が必要です。



## 2. 下水道使用料表（2か月分の使用料表 消費税別）

**計算方法** 下水道使用料 = (基本使用料 + 従量使用料) × 1.1 (消費税率)

種別	基本使用料		従量使用料(基本使用量を超える使用量1㎡につき)				
	基本使用量	使用料					
一般用	㎡以下	円	11~20㎡	21~40㎡	41~60㎡	61~100㎡	101~200㎡
			70円	155円	188円	218円	250円
			201~600㎡	601~1,000㎡	1,001㎡~		
			300円	344円	372円		
臨時用	10	1,920	11㎡~				
			372円				

※井戸水を使用される場合の下水道使用量

井戸水のみ	1か月あたり7㎡×世帯人数
井戸水と上水道の併用	1か月あたり7㎡×世帯人数で算出した量の2分の1を上水道の使用量に加算。 ただし、その量が井戸水のみにより算出した量に満たない場合は、井戸水のみで算出した量とします。

# 加東市上下水道料金早見表



令和元年10月1日改正

## 2か月分(消費税10%込) 上水道口径20mm以下のもの

使用量(m <sup>3</sup> )	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)	使用量(m <sup>3</sup> )	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)
0~10	1,980	2,112	4,092	56	10,731	9,600	20,331
11	2,118	2,189	4,307	57	10,936	9,807	20,743
12	2,257	2,266	4,523	58	11,140	10,014	21,154
13	2,395	2,343	4,738	59	11,345	10,221	21,566
14	2,534	2,420	4,954	60	11,550	10,428	21,978
15	2,673	2,497	5,170	61	11,774	10,667	22,441
16	2,811	2,574	5,385	62	11,998	10,907	22,905
17	2,950	2,651	5,601	63	12,223	11,147	23,370
18	3,088	2,728	5,816	64	12,447	11,387	23,834
19	3,227	2,805	6,032	65	12,672	11,627	24,299
20	3,366	2,882	6,248	66	12,896	11,866	24,762
21	3,505	2,959	6,460	67	13,120	12,106	25,226
22	3,644	3,036	6,670	68	13,345	12,346	25,691
23	3,783	3,113	6,883	69	13,569	12,586	26,155
24	3,922	3,190	7,092	70	13,794	12,826	26,620
25	4,061	3,267	7,303	71	14,018	13,065	27,083
26	4,200	3,344	7,512	72	14,242	13,305	27,547
27	4,339	3,421	7,723	73	14,467	13,545	28,012
28	4,478	3,498	7,933	74	14,691	13,785	28,476
29	4,617	3,575	8,142	75	14,916	14,025	28,941
30	4,756	3,652	8,352	76	15,140	14,264	29,404
31	4,895	3,729	8,560	77	15,364	14,504	29,868
32	5,034	3,806	8,767	78	15,589	14,744	30,333
33	5,173	3,883	8,973	79	15,813	14,984	30,797
34	5,312	3,960	9,179	80	16,038	15,224	31,262
35	5,451	4,037	9,383	81	16,262	15,463	31,725
36	5,590	4,114	9,586	82	16,486	15,703	32,189
37	5,729	4,191	9,787	83	16,711	15,943	32,654
38	5,868	4,268	9,986	84	16,935	16,183	33,118
39	6,007	4,345	10,183	85	17,160	16,423	33,583
40	6,146	4,422	10,377	86	17,384	16,662	34,046
41	6,285	4,499	10,569	87	17,608	16,902	34,510
42	6,424	4,576	10,759	88	17,833	17,142	34,975
43	6,563	4,653	10,946	89	18,057	17,382	35,439
44	6,702	4,730	11,129	90	18,282	17,622	35,904
45	6,841	4,807	11,309	91	18,506	17,861	36,367
46	6,980	4,884	11,486	92	18,730	18,101	36,831
47	7,119	4,961	11,659	93	18,955	18,341	37,296
48	7,258	5,038	11,829	94	19,179	18,581	37,760
49	7,397	5,115	11,996	95	19,404	18,821	38,225
50	7,536	5,192	12,158	96	19,628	19,060	38,688
51	7,675	5,269	12,317	97	19,852	19,300	39,152
52	7,814	5,346	12,473	98	20,077	19,540	39,617
53	7,953	5,423	12,626	99	20,301	19,780	40,081
54	8,092	5,500	12,777	100	20,526	20,020	40,546
55	8,231	5,577	12,926				

**お問い合わせ**

水道お客さまセンター 電話 0795-43-0538 または  
 0795-43-0539

上下水道部管理課 電話 0795-43-0533



### 「水道料金算定要領」見直しのポイントについて

#### 1. 概要

水道料金制度は、水道事業体の経営基盤確保における要の制度であり、将来にわたり水道事業体が安定的かつ持続的な経営を行っていくためにも、検証や見直しを行っていく必要がある。

このため、水道料金制度に関する5つの重点検討事項を中心に、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、幅広く具体的に検討し、「水道料金算定要領」の改定作業を行った。

改定にあたっては、従前の「要領」と「説明資料」からなる二部構成を抜本的に見直し、一体化を図るとともに、水道料金算定の流れを踏まえた構成に変更するなど、水道事業に初めて携わる方にも分かりやすい内容とした。

#### 2. 重点検討事項について

##### (1) 水道法、水道法施行規則との整合について

「水道料金算定要領」は昭和42年7月に制定されたのち、数度の改定を経て、平成27年2月を最後の改定としている。

一方、平成30年12月の水道法改正及び令和元年9月の水道法施行規則改正の内容については、現行の算定要領には落とし込まれていないため、各法規則との整合性を図った。

##### (2) 資産維持費について

資産維持費の定義を法令改正に即して改めるとともに、資産維持率については、最新のシミュレーション結果等を踏まえ、全国の平均的な水道事業体が安定経営を確保出来る水準として最も妥当と考えられる3%を引き続き標準値として設定する一方、各水道事業体が、自ら策定した各種計画に基づき決定するものであることを明確にした。

##### (3) 総括原価の配賦方法について

安定した経営基盤の確保のためには、基本料金から十分な収入を確保する必要があるという基本的な考え方のもと、特別措置の取扱いについて見直しを行った。

具体的には、「基本料金の軽減措置」を特別措置から経過措置に変更するとともに、基本料金の軽減措置を更に推し進める「個別原価計算基準修正措置」については、記述を削除した。

また、「従量料金の差別料金制」については、均一料金制という原則への移行を促すため、特別措置から経過措置に変更するとともに、「従量料金の区画別料金制」に表記及び内容を改めた。

なお、「基本水量」については、「経過的に存置することはやむを得ない」という記述を削除した。

#### (4) 逡増料金制の設定基準について

人口減少等に伴い給水収益が減少し、大口需要者による節水や地下水利用が進む中、水需要の均衡確保を目的とする逡増料金制の意義は薄れていることから、「逡増料金制の設定基準」については、従前の参考資料としての扱いから経過措置として要領に移行し、内容を大幅に改めた。

具体的には、従量料金制は「均一料金制が原則」であることを改めて説明するとともに、その目的には「水利用に関する社会的要請に対応すること」を追加しつつ、経過措置として逡増・逡減を含む「区画別料金制」として定義付けを行った。

また、「水量区画の設定」については、「給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする」に改めた。

さらに、単価の上限については、逡増度の緩和傾向が生じている中、これを設ける必要性が乏しいことから、「限界費用」の記載を削除した。

#### (5) 加入金・負担金について

加入金制度については、設定当時、大口需要者等特定需要者の利益還元や水道需要の抑制などが目的として示されていたが、給水収益・給水人口ならびに給水量が減少している現代において、一部の事業体を除き、水道需要の抑制や特定需要者の利益還元を目的に加入金を徴収することが実態に則していない場合がある。

また、加入金設定当初に対象経費として設定された新規の水源開発や拡張施設関連経費の対象である開発事業や拡張事業が収束を迎えつつある状況も挙げられる。

このように、加入金徴収の目的や対象について再度整理、見直しが必要とされる状況で、加入金を引き続き徴収し、水道収益の一部とすることは、本来給水収益で供給費用をまかなうべき水道料金制度の在り方に反する場合も考えられる。

これらのことから、「加入金算定基準」の内容や考え方を整理し、事業体の実情を考慮した上で、経過措置として本文に記載することとした。

令和7年2月 公益社団法人日本水道協会ホームページにて公開

# 参考資料3

## 水道事業 投資・財政計画の進捗状況 (R7年度決算見込みより)

(単位：千円、税抜)

区分		年 度		H30～R6計			R7			実績対 計画比率	説明
		実 績	計 画 (旧)	差	実 績	計 画	差				
収 入 益	1. 営 業 収 益	6,775,677	7,611,713	△ 836,036	971,798	1,138,804	△ 167,006	△ 14.7%			
	(1) 料 金 収 入	6,508,271	7,367,064	△ 858,793	928,617	1,091,431	△ 162,814	△ 14.9%	水道料金減免による減。補助金を加味すると対計画比△1.2%となる		
	(2) 受 託 工 事 収 益	0	700	△ 700	0	0	0	—	(※受託工事の実績なし)		
	(3) そ の 他	267,406	243,949	23,457	43,181	47,373	△ 4,192	△ 8.8%			
	2. 営 業 外 収 益	2,972,211	2,048,056	924,155	433,226	252,794	180,432	71.4%			
	(1) 補 助 金	718,360	35,000	683,360	149,928	0	149,928	—			
	他 会 計 補 助 金	717,360	35,000	682,360	149,928	0	149,928	皆増	水道料金減免に伴う補助		
	そ の 他 補 助 金	1,000	0	1,000	0	0	0	—			
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	2,002,647	1,698,401	304,246	249,079	227,327	21,752	9.6%			
	(3) そ の 他	251,204	314,655	△ 63,451	34,219	25,467	8,752	34.4%			
収 入 計	9,747,888	9,659,769	88,119	1,405,024	1,391,598	13,426	1.0%				
的 支 出	1. 営 業 費 用	8,595,192	8,229,911	365,281	1,328,164	1,300,489	27,675	2.1%			
	(1) 職 員 給 与 費	323,269	310,193	13,076	59,551	57,493	2,058	3.6%			
	基 本 給	162,040	147,480	14,560	28,436	27,402	1,034	3.8%			
	そ の 他	161,229	162,713	△ 1,484	31,115	30,090	1,025	3.4%			
	(2) 経 費	4,891,120	4,665,546	225,574	663,199	631,625	31,574	5.0%			
	動 力 費	215,308	228,376	△ 13,068	32,365	37,467	△ 5,102	△ 13.6%			
	修 繕 費	349,077	325,049	24,028	68,024	38,211	29,813	78.0%	漏水修理、施設機器修繕など		
	材 料 費	10,249	7,114	3,135	2,909	1,485	1,424	95.9%			
	薬 品 費				2,047	3,666	△ 1,619	△ 44.2%			
	受 水 費				359,634	353,933	5,701	1.6%			
	委 託 費				143,280	146,198	△ 2,918	△ 2.0%			
	そ の 他	4,316,486	4,105,007	211,479	54,940	50,664	4,276	8.4%			
	(3) 減 価 償 却 費	3,380,803	3,254,172	126,631	559,179	590,039	△ 30,860	△ 5.2%	前年度までの除却工事による減少		
	(4) 資 産 減 耗 費				46,235	21,332	24,903	116.7%	当年度除却工事の増		
	2. 営 業 外 費 用	124,682	57,803	66,879	23,628	23,023	605	2.6%			
(1) 支 払 利 息	57,800	50,803	6,997	22,719	22,879	△ 160	△ 0.7%				
(2) そ の 他	66,882	7,000	59,882	909	144	765	531.3%	消費税計算に係る雑支出の増			
支 出 計	8,719,874	8,287,714	432,160	1,351,792	1,323,512	28,280	2.1%				
経 常 損 益	1,028,014	1,372,055	△ 344,041	53,232	68,086	△ 14,854	△ 21.8%				
特 別 利 益	52,710	70	52,640	320	0	320	皆増				
特 別 損 失	260,142	51,000	209,142	54,054	2,088	51,966	2,488.8%	除却工事等の増			
特 別 損 益	△ 207,432	△ 50,930	△ 156,502	△ 53,734	△ 2,088	△ 51,646	△ 2,473.5%				
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 )	820,582	1,321,125	△ 500,543	△ 502	65,998	△ 66,500	△ 100.8%				

水道事業 投資・財政計画の進捗状況(R7年度決算見込みより)

資本的収支

(単位：千円、税込)

区 分		H30~R6計			R7			実績対 計画比率	説明
		実績	計 画	差	実績	計画(新)	差		
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,281,700	958,900	322,800	104,100	88,147	15,953	18.1%	
	2. 他 会 計 出 資 金	84,418	444,000	△ 359,582	22,955	40,549	△ 17,594	△ 43.4%	
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	—	
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	—	
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	—	
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	519,542	328,552	190,990	77,107	142,588	△ 65,481	△ 45.9%	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	270	0	270	0	0	0	—	
	8. 工 事 負 担 金	42,897	11,048	31,849	7,584	0	7,584	皆増	
	9. そ の 他	12,123	8,468	3,655	0	0	0	—	
	計	1,940,950	1,750,968	189,982	211,746	271,284	△ 59,538	△ 21.9%	
支 出	1. 建 設 改 良 費	4,914,320	5,128,965	△ 214,645	789,024	877,144	△ 88,120	△ 10.0%	
	うち 職 員 給 与 費	46,986	56,094	△ 9,108	8,342	6,641	1,701	25.6%	
	2. 企 業 債 償 還 金	144,016	144,016	0	18,987	18,987	0	—	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	—	
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	—	
	5. そ の 他	3,975	0	3,975	0	0	0	—	
計	5,062,311	5,272,981	△ 210,670	808,011	896,131	△ 88,120	△ 9.8%		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額		2,001,991	2,698,251	△ 696,260	596,265	624,847	△ 28,582	△ 4.6%	
資 金 残 高		—	—	—	2,178,654	2,011,188	167,466	8.3%	
企 業 債 残 高		—	—	—	1,975,767	2,075,513	△ 99,746	△ 4.8%	

# 料金改定に関するスケジュール

●、▲ ... 審議会  
◆、★ ... 委員会、議会等

参考資料4

